

1 事業名

所沢市国民健康保険税条例の一部改正

2 事業の概要

国民健康保険税の賦課限度額について、国民健康保険の財政状況を踏まえ、所沢市国民健康保険運営協議会へ諮問し、答申を尊重の上検討した結果、令和 3 年度分から賦課限度額を変更するため、所要の改正を行うものである。

また、令和 3 年度以後の個人所得課税の見直しに伴う不利益が生じないよう、国民健康保険税の軽減判定所得の基準について、所要の改正を行うものである。

【改正の主な概要】

- (1) 医療給付費分賦課限度額を 61 万円から 63 万円に、介護納付金分賦課限度額を 16 万円から 17 万円に引き上げ、賦課限度額の合計を 96 万円から 99 万円とする。
- (2) 軽減判定所得の基準額に、基礎控除額相当分の 10 万円を加算するとともに、給与所得者等が 2 人以上いる世帯にその人数に応じた加算を行う。

3 他自治体の類似する政策等

国民健康保険税の賦課限度額は、地方税法に基づき保険者である市町村ごとに条例で規定している。

賦課限度額の合計を 99 万円に改定又は改定予定の県内市町村は、次のとおりである。

・令和 2 年 4 月 1 日改定 : 本庄市、白岡市、ふじみ野市など

・令和 3 年 4 月 1 日改定予定 : 川越市、越谷市、川口市、入間市など

軽減判定所得の基準見直しについては、地方税法施行令の一部改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性
地方税法施行令

6 事業費及びその財源等
なし

7 その他
添付資料

- ・新旧対照表
- ・資料 1 令和 2 年度法定賦課限度額に引き上げた場合における所得階層別世帯状況表
- ・資料 2 法定賦課限度額（国）の推移
- ・資料 3 国民健康保険税の軽減判定所得の基準見直しの概要

新

旧

議案第134号 所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(課税額)

第2条 略

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合においては、基礎課税額は、63万円とする。

3 略

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。

(国民健康保険税の減額)

第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号エに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同条に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律

(課税額)

第2条 略

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が61万円を超える場合においては、基礎課税額は、61万円とする。

3 略

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

(国民健康保険税の減額)

第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号エに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

第33号) 第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア～エ 略

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～エ 略

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～エ 略

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

ア～エ 略

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～エ 略

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～エ 略

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第19条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第19条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）」とする。

令和2年度法定賦課限度額に引き上げた場合における所得階層別世帯状況表

資料 1

総所得		世帯数		賦課限度額引き上げによる影響(増額)					
				うち増額世帯数		平均増額(円)		最大増額(円)	
33万円以下		19,337		1		20,000		20,000	
固定有	固定無	5,497	13,840	1	0	20,000	0	20,000	0
100万円以下		7,542		0		0		0	
固定有	固定無	3,484	4,058	0	0	0	0	0	0
200万円以下		10,804		2		20,000		20,000	
固定有	固定無	5,894	4,910	2	0	20,000	0	20,000	0
300万円以下		5,349		0		0		0	
固定有	固定無	3,172	2,177	0	0	0	0	0	0
400万円以下		2,337		5		18,800		20,000	
固定有	固定無	1,534	803	5	0	18,800	0	20,000	0
500万円以下		1,157		13		17,300		20,000	
固定有	固定無	832	325	13	0	17,300	0	20,000	0
600万円以下		592		14		19,764		20,000	
固定有	固定無	445	147	14	0	19,764	0	20,000	0
700万円以下		394		35		18,463		20,000	
固定有	固定無	285	109	35	0	18,463	0	20,000	0
800万円以下		243		66		17,585		20,000	
固定有	固定無	193	50	64	2	18,009	4,000	20,000	0
900万円以下		187		147		17,735		20,000	
固定有	固定無	158	29	134	13	17,804	17,023	20,000	20,000
1000万円以下		126		125		19,858		25,300	
固定有	固定無	101	25	101	24	19,804	20,083	0	25,300
1000万円超		638		638		23,523		30,000	
固定有	固定無	547	91	547	91	23,489	23,725	30,000	30,000
合計		48,706		1,046		21,567		30,000	
固定有	固定無	22,142	26,564	916	130	21,494	22,079	30,000	30,000

現行の課税限度額 :96万円(医療給付費分:61万円 後期高齢者支援金等分:19万円 介護納付金分:16万円)
 令和2年度法定限度額:99万円(医療給付費分:63万円 後期高齢者支援金等分:19万円 介護納付金分:17万円)

影響がある世帯は全体の2.1%

法定賦課限度額(国)の推移

資料2

適用年度	医療給付費分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分	合 計
平成元年度	42万円	/	/	42万円
平成3年度	44万円			44万円
平成4年度	46万円			46万円
平成5年度	50万円			50万円
平成7年度	52万円			52万円
平成9年度	53万円			53万円
平成12年度	53万円			
平成15年度	53万円		8万円	61万円
平成18年度	53万円		9万円	62万円
平成19年度	56万円		9万円	65万円
平成20年度	47万円	12万円	9万円	68万円
平成21年度	47万円	12万円	10万円	69万円
平成22年度	50万円	13万円	10万円	73万円
平成23年度	51万円	14万円	12万円	77万円
平成26年度	51万円	16万円	14万円	81万円
平成27年度	52万円	17万円	16万円	85万円
平成28年度	54万円	19万円	16万円	89万円
平成30年度	58万円	19万円	16万円	93万円
令和元年度	61万円	19万円	16万円	96万円
令和2年度	63万円	19万円	17万円	99万円

※ 介護納付金分は平成12年度、後期高齢者支援金等分は平成20年度より課税開始となった。

※ 現在の所沢市国民健康保険税賦課限度額は、令和元年度法定賦課限度額を適用している。

国民健康保険税の軽減判定所得の基準見直しの概要

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得の基準を見直し、個人所得課税の見直しにより国民健康保険税に意図せざる影響や不利益が生じないように措置を講ずる。

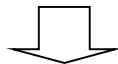
<改正の内容>

個人所得課税の見直しにより、個人市民税の給与所得控除及び公的年金等控除の控除額が10万円引き下げられるとともに、10万円の基礎控除の控除額の上げがなされた。

これに伴い、収入金額が変わらなくても、総所得金額等が10万円上昇することから、国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなるため、軽減判定所得の基礎控除額相当分の基準額を10万円引き上げるものである。併せて、納税義務者、被保険者及び特定同一世帯所属者に複数の年金・給与所得者がいる場合は、世帯の総所得金額等が上昇することから、その合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を軽減判定所得の基準に加えるものである。

◆改正前の軽減判定所得

- ・7割軽減基準額＝基礎控除額（33万円）
- ・5割軽減基準額＝基礎控除額（33万円）
 $+28万5,000円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$
- ・2割軽減基準額＝基礎控除額（33万円）
 $+52万円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$



◆改正後の軽減判定所得

- ・7割軽減基準額＝基礎控除額（43万円） $+10万円 \times (\text{給与} \cdot \text{年金所得者の数} - 1)$
- ・5割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）
 $+28万5,000円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$
 $+10万円 \times (\text{給与} \cdot \text{年金所得者の数} - 1)$
- ・2割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）
 $+52万円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$
 $+10万円 \times (\text{給与} \cdot \text{年金所得者の数} - 1)$

※給与所得と年金所得の両方を有する者は1とカウントされる。

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し、継続して同一の世帯に属する者をいう。